

平成25年

第1回市議会定例会 議案第72号

函館市都市公園条例および函館市民体育館条例の一部を
改正する条例の制定について

函館市都市公園条例および函館市民体育館条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成25年2月28日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市都市公園条例および函館市民体育館条例の一部を
改正する条例

(函館市都市公園条例の一部改正)

第1条 函館市都市公園条例(昭和33年函館市条例第5号)の一部を
次のように改正する。

別表5 3の表中「・湯川公園駐車場」を削り、

施設使用者以外の者	普通自動車(人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。)	2時間まで	200円
	小型自動車 軽自動車	2時間を超えた後30分までに	100円
湯川公園	普通自動車(人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。)	2時間まで	
	小型自動車 軽自動車	2時間を超えた後30分までに	100円
駐車場	普通自動車(人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。)	2時間まで	200円
	小型自動車	2時間を超えた後30分までに	100円

を

の者	軽自動車	に	
----	------	---	--

施設使用者以外の者	普通自動車（人の運送の用に供する乗車定員10人以下のものに限る。）	2時間まで	200円
	小型自動車 軽自動車	2時間を超えたる後30分以内	100円

改め、同表備考第6項を削る。

（函館市民体育館条例の一部改正）

第2条 函館市民体育館条例（昭和49年函館市条例第70号）の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 函館市都市公園条例および函館市民体育館条例の一部を改正する条例（平成25年函館市条例第 号。以下「平成25年改正条例」という。）の施行の日前に平成25年改正条例第1条の規定による改正前の函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号。以下「旧都市公園条例」という。）第15条第1項に規定する市長の許可を受けて旧都市公園条例別表5-3の表に規定する湯川公園駐車場を使用する者であつて、同日以後も引き続いて体育館の駐車場を使用するものは、平成25年改正条例の施行の際に体育館の駐車場の使用について委員会の許可を受けた者とみなし、当該許可を受けた者とみなされた者に係る駐車場使用料の額は、当該者が旧都市公園条例の規定に基づき当該湯川公園駐車場に入場した時を体育館の駐車場に入場した時とみなして別表第4の規定により算出した額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

湯川公園駐車を市民体育館の駐車場とするため